

## ○PCB の処理期限が近づいてきました

○平成 39 年 3 月迄に処分しないと 3 年以下の懲役か 1000 万円の罰金になります

○PCB はトランス、コンデンサー  
油入遮断機等に入っています

○PCB の含有は別紙で調べられます

○今使っているトランスは更新前に  
PCB が入っていない事を確認する  
必要があります。

PCB の検査は 2~3 万円/台です  
PCB が入っていた時は届出が必要  
無届機器は 50 万円の罰金です

○今現在敷地内に保管し、県に届出  
しているトランスやコンデンサーは  
平成 39 年 3 月迄に処分が必要で  
違反は 1000 万円の罰金です

○大学は順次計画的に処分中です

○大手企業は分割して処分中です



○PCB は昭和 43 年のカネミ油症事件を契機として、その毒性や環境汚染が社会問題化し

日本では昭和 47 年以降その製造が行われていません

急がなければ!



●今月のマル得情報 処理施設不足で期限間近は大変込み合うことが予測されます

商品名 PCB の処理期限

# PCB含有の有無を判別する方法

## 高濃度PCB廃棄物の判別方法

### トランス・コンデンサ等の判別方法

トランス、コンデンサ等の銘版に記載されているメーカー、型式、製造年月等の情報から判別できます。  
「PCB 使用電気機器の取扱いについて」（通商産業省機械情報産業局電気機器課、平成 12 年 7 月）によれば、PCB を含有する絶縁油を使用している電気機器のうち、変圧器及び高圧進相用コンデンサは、昭和 28 年（1953 年）頃から製造が開始され、昭和 47 年（1972 年）に製造中止となったと記載されています。

このことから、国内メーカーで昭和 27 年（1952 年）以前及び昭和 48 年（1973 年）以降に製造された変圧器及び高圧進相用コンデンサについては、高濃度 PCB を使用したものはないと考えられます。

なお、詳細は、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会ホームページを参照してください。  
(<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>)

### 安定器の判別方法

安定器の銘版に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別できます。  
「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第 1798 号、平成 12 年 12 月 13 日）によれば、PCB を使用した安定器は昭和 32 年（1957 年）1 月から昭和 47 年（1972 年）8 月までに製造された照明器具に使用されていると記載されています。

このことから、国内メーカーで昭和 31 年（1956 年）以前及び昭和 48 年（1973 年）以降に製造された照明器具については、PCB 使用安定器を使用したものはないと考えられます。

昭和 51 年（1976 年）10 月までに建築・改修された建物には、PCB 使用安定器が使用された可能性がありますと記載されています。また、（一社）日本照明工業会ホームページでは、昭和 52 年（1977 年）3 月までは、対象機器として扱うことが望ましいと記載しています。

なお、詳細は、各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会ホームページを参照してください。  
([http://www.jlma.or.jp/shisetsu\\_renew/anzen/anzen6-1.html](http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html))



## 低濃度PCB廃棄物の判別方法

### 微量PCB汚染廃電気機器等の判別方法

微量 PCB 汚染廃電気機器等に封入されている絶縁油の PCB 分析を行い、PCB 汚染の有無を確認して判別できます。

「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」(PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、平成 24 年 8 月)によれば、以下のとおり判別できる場合があります。

日本電機工業会の加盟メーカーで平成 3 年 (1991 年) 以降に製造されたコンデンサについては、PCB の汚染がないと言えます。

なお、輸入された機器など特別な配慮が必要なものがあることに留意してください。

日本電機工業会の加盟メーカーで平成 6 年 (1994 年) 以降に製造されたトランスで、絶縁油に係るメンテナンス等が行われていないこと、又は、汚染のない油への入替え等が行われていることが確認できれば、PCB の汚染がないと言えます。

ただし、富士電機、高岳製作所 (現 東光高岳) の一部の機器について、平成 6 年 (1994 年) までに出荷した機器に、平成 1 年 (1989 年) 以前に製造された新油絶縁油を使用したものがあり、PCB の混入の可能性があるため、これらの機器については個別に判断する必要があります。

また、輸入された機器など特別な配慮が必要なものがあることに留意してください。

※なお、各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会ホームページを参照することで、さらに情報が得られる場合があります。(http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/gaiyou.html)